

平成 30 年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

協議会による普及啓発活動

平成 30 年度
協議会による普及啓発活動
報 告 書

平成 3 1 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、平成 30 年度「協議会による普及啓発活動」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成 18 年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成 18 年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国 151 の認定団体から認定を受けた約 12,000 の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取り組みから 10 年後の平成 28 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律を適切に運用していくためには、合法伐採木材を使うことの意義を木材関連事業者のみならず、広く一般の消費者にも正しく理解してもらうことが重要になってくる。今年度の事業では、木材関連事業者、消費者向けの普及活動の実施と並行して、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会を開催して検討を行った。

本報告書が合法伐採木材の一層の利用促進が進み、クリーンウッド法が効果的に運用され、違法伐採材の排除につながる一助となれば幸いである。

平成 31 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 鈴木 和 雄

**平成 30 年度協議会による普及啓発活動
報告書 目次**

はじめに

第 1 章 概 要

- 1 平成 30 年度「クリーンウッド」普及促進のうち協議会による普及啓発活動の骨子 1
- 2 取り組みの成果と報告書の構成 1
(年間スケジュール) 3

第 2 章 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

- 1 開催概要 4
- 2 開催結果報告 5

第 3 章 全国レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動

- 1 ジャパン DIY ホームセンターショー 2018 への出展 9
- 2 ジャパンホームショー2018 への出展 9
- 3 木と住まいの大博覧会 2019 への出展 10

第 4 章 地方（都道府県）協議会の開催

- 1 開催概要 13
- 2 開催結果報告 13

巻末資料

- 1 合法伐採木材利用促進全国協議会における林野庁説明資料 19
- 2 宮崎県合法伐採推進協議会設立趣意書 27
- 3 山梨県合法木材普及促進地域協議会規約 28

第1章 概要

1 平成30年度「クリーンウッド」普及促進のうち協議会による普及啓発活動の骨子

平成18年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下ガイドライン）」に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下「合法木材」という。）の供給体制は、平成31年3月末で12,000社を超え、全国各地でその整備がなされている。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつくられ、登録木材関連事業者の数も平成31年3月時点で約200社となり、徐々に増えてきている。

このような状況の中、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会を設置し、今後の利用促進のための普及啓発活動の課題や方策について検討を行った。また、それと並行して全国レベルの展示会に出展してクリーンウッド法や、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材（合法伐採木材）の利用を促進するためのPR活動を実施した。

2 取り組みの成果と報告書の構成

（1）合法伐採木材利用促進全国協議会の開催（第2章）

平成29年5月に施行されたクリーンウッド法の一層の理解促進と、法律の適切な運用を図り、合法伐採木材の利用を促進するための協議会を設置し、12月に東京で会議を開催した。協議会の参加者は、全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境NGO等であった。会議では、林野庁のご担当者にご参加いただき、出席者と合法伐採木材利用促進の課題等について検討を行った。

（2）全国レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動（第3章）

千葉県や東京都内で毎年開催されている、建材・住宅関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法や合法伐採木材についてのPRを行っ

た。どの展示会でも多くの来場者があり、木材関連事業者だけでなく一般の消費者にも効果的な PR 活動を展開することができた。

〈出展した展示会〉

① **ジャパン DIY ホームセンターショウ 2018**

会期：2018年8月23日（木）～25日（土）

会場：幕張メッセ国際展示場（千葉市美浜区）

② **ジャパンホームショー2018（ふるさと建材・家具見本市）**

会期：2018年11月20日（火）～22日（木）

会場：東京ビッグサイト東展示棟（東京都江東区有明）

③ **木と住まいの大博覧会 2019**

会期：2019年2月1日（金）～2日（土）

会場：東京ビッグサイト西展示棟（東京都江東区有明）

また、上記③の展示会では、会場内のセミナーブースで、「クリーンウッド法の概要」と題してセミナーを開催した。

(3) 地方（都道府県）協議会の開催（第4章）

東京以外の地方でも、合法伐採木材の利用促進及び林野庁ガイドラインの適切な運用に向けての課題等を話し合う地方協議会を設置し、会議等を開催した。今年度は、山梨県と宮崎県の2県での開催となった。

平成30年度協議会による普及啓発活動 <年間スケジュール>

全国レベルでの普及啓発活動		全国協議会・地方協議会の開催
4月		
5月		
6月		
7月		
8月	23～25日：ジャパンDIYホームセンターショー2018	
9月		
10月		
11月	20～22日：ジャパンホームショー2018	
12月		20日：合法伐採木材利用促進全国協議会
1月		
2月	1～2日：木と住まいの大博覧会2019	
3月		

地方協議会の開催

第2章 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

1 開催概要

クリーンウッド法の円滑な運用に資するとともに、合法伐採木材（クリーンウッド）の利用を促進するための方策・課題等を検討するための協議会を設置し会議を開催した。概要は以下の通り。

【主催】 一般社団法人 全国木材組合連合
【日時】 2018（平成30）年12月20日（木） 13時30分～15時00分
【場所】 永田町ビル4階 大会議室
東京都千代田区永田町2-4-3

【参加者】（敬称略）

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 金井 誠

日本合板工業組合連合会 専務理事 川喜多 進

日本プリント・カラー合板工業組合 事務局長 大井 満也

全国銘木連合会 常務理事 酒井 彰

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

（一社）木材表示推進協議会 事業部長 細貝 一則

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 事務局 小笠原 英樹

全国森林組合連合会 林政担当部長 石澤 尚史

日本集成材工業協同組合 専務理事 清水 邦夫

（一社）全日本木材市場連盟 専務理事 小合 信也

全国素材生産業協同組合連合会（兼 全国国有林造林生産業連絡協議会）

専務理事 川端 省三

（一社）全国木材市売買方組合連盟 事務局長 草野 洋

（一社）全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 下堂 健次

日本ツーバイフォーランバーJAS協議会 事務局長 下田 一信

（一社）日本LVL協会 事務局 小倉 満

（一社）日本フローリング工業会（兼 日本複合・防音床材工業会）

専務理事 日比野 義光

全国木材チップ工業連合会 専務理事 大迫 敏裕

（一社）日本オフィス家具協会 事務局長 斎藤 忠廣

（一社）日本家具産業振興会 専務理事 丸山 郁夫

（一社）日本家具保証協会 理事長 齊藤 康則

- (一社) ウッドマイルズフォーラム 理事長 藤原 敬
- クリーンウッド法登録実施機関
- (公財) 日本合板検査会 専務理事 尾方 伸次
- (公財) 日本住宅・木材技術センター 首席研究員 辻 祐司
- (一財) 日本ガス機器検査協会 環境検証室長 柳澤 衛
- (一財) 日本森林技術協会 CW 法登録業務室 三宅 芳博
- 海外調査機関
- (一社) 日本森林技術協会 事業部国際協力グループ 松本 淳一郎、中村 有紀
- 国際熱帯木材機関 (ITTO) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 研究員 藤崎 泰治、鮫島 弘光
- 環境 NGO
- 国際環境 NGO FoE Japan 理事 三柴 淳一
- 【プログラム】
- 開会 13:30
- 挨拶
1. クリーンウッド法の現状と今後の取り組み方針について
説明：林野庁木材利用課
 2. 木材関連事業者の取り組みの動向について
説明：全木連
 3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動等に関する意見交換
 4. その他
- 終了 15:00

2 開催結果報告

全国協議会には、全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境 NGO 等から 30 名が出席した。また、林野庁木材利用課から 5 名が出席し、林野庁からクリーンウッド法の現状と今後の取り組み方針についての説明、および全木連から木材関連事業者の取組状況の説明の後、出席者と合法伐採木材利用促進の課題等について検討を行った。

会議の内容（概要）は次の通り。

① クリーンウッド法の現状と今後の取り組み方針について

林野庁より、資料（クリーンウッド法の進捗状況について）により説明があった。その中で、「クリーンウッド・ナビ」ホームページに掲載されている登録事業者の一覧は3か月に1回の頻度で更新されていること、海外の情報は20か国の情報掲載を目標としていることなどが紹介された。また、輸入業者の把握については、県を通して進めていることや、登録実施機関と関係主管庁とで情報交換をしていることが紹介された。

その後、住木センターから同センターが全国8カ所で実施した建築・建設業者向けのクリーンウッド法セミナーについての報告があった。

[主な質疑・意見]

○登録事業者数の目標値はあるのか。

→（林野庁）登録については、まずは第1種木材関連事業者から進めてほしいが、登録事業者数の具体的な数値目標は定めていない。国が規制するのではなく、使う側が選んでいくということ。まずは、事業者には合法性の確認をするための時間を取ってほしい。

○この法律が、都市部での合法木材の利用促進にインパクトがあるようになると良い。

② 木材関連事業者の取り組みの動向について、③合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動等に関する意見交換

全木連から、資料（木材関連事業者の取り組みについて）に基づき説明があった。

[主な質疑・意見]

○今までの合法木材の取り組みは、約10年前から業界として手間と時間をかけてやってきたところ。法律になると行政がリードしていかないと進んでいかない。法律ができてからも、今まで枠の外にいた新しいプレーヤーがほとんど入ってきていない。合法木材の取り組みは、やっと認知度が上がってきたが、オリンピックの調達基準やクリーンウッド法の登録などの話が出てきて、木材業者はお客さんに何を訴えて売っていけばよいのか。難しいタイミングだが考えていかなければならない。現在、木材を使うことに対しては大きな追い風が吹いているが、間伐材、県産材、クリーンウッド法といろいろなものが出てくる状況で、「そんなにいろいろあって面倒なら、木材は使わない。」ということになってしまうのは良くない。

→（林野庁）法律が上にあり、その下で確認の仕方として森林認証などが提示されている。事業者は、まずデューデリジェンス（DD）をしてほしい。それが見える化、PRするための手段として登録制度があると考ええる。

- クリーンウッド法の登録、合法認定、ラベリングといろいろありすぎてそれぞれにコストがかかり、事業者は混乱している。とこかで統一したり読み替えたりすることはできないか。
- （林野庁）木材はサプライチェーンが複雑で、外からはわかりにくいところがある。登録することによって見える化をしてほしい。
- クリーンウッド・ナビには、20 ほどの県産材証明の仕組みが確認に使えると示されているが、ここに載っていない県産材証明は使えないのか。
- （林野庁）伐採時点の合法性が担保されていない県産材証明の仕組みは、確認には使えないので載せていない。
- （全木連）合法木材証明の仕組みができる前につくられた県産材証明では、そこまで考慮されていないものもある。
- 合法性の定義は国ごとに異なっている。今後、日本産木材を輸出するのであれば、（労働環境などの観点での）欧州の定義にも適合したより広範な合法性が求められるのではないか。
- クリーンウッド法の中では、違法かそうでないかをどこで線引きをするのが明確になっていない。法律になったのだから、明確にしてほしい。
- （林野庁）そのようなご意見があるのは承知しているが、一律に違法かどうかの基準を設けるのは難しい。取り扱うものも多岐にわたり、それぞれについて何に当たるかは各事業者の判断になる。
- 林野庁が外部団体に委託をして生産国の調査を行っているが、このような取り組みについて、生産国に情報提供をしているのか。
- （林野庁）生産国・途上国への我が国の取り組みについては、特に情報提供はしていない。クリーンウッド法は、5年後に見直すことになっているが、その時にどこまで進んだか検証したい。
- クリーンウッド法と、今までやってきたガイドラインによる団体認定の仕組みや合法証明書の関係がほとんど広報されていない。もっと両者の関係が分かるような資料を作成し広報をするべき。
- （林野庁）ガイドラインに基づく認定事業者が行う証明方法も合法性の確認に活用できることが法律の基本方針に示されている。このことは、Q&A の Q34（木材を譲り渡すときに必要な措置）にも掲載されている。

③その他

今回の協議会の後、今回の会議の地方版として地方協議会を年明けに数カ所で開催予定であることが事務局から説明され、会議を終了した。



写真 2 - 1 全国協議会の様子



写真 2 - 2 全国協議会の様子

第3章 全国レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動

首都圏で毎年開催されている、建材・住宅関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法や合法伐採木材についてのPRを行った。各展示会での活動状況の詳細は、以下の通り。

1 ジャパンDIYホームセンターショー2018への出展

本年度の「ジャパンDIYホームセンターショー2018」（主催：（一社）日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会）は、平成30年8月23日（木）～25日（土）の期間、幕張メッセ国際展示場（千葉県美浜区）において開催され、102,000人の来場があった。

本年度の出展に当たっては、合法木材認定団体及び合法木材供給認定事業者の協力を得て、合法伐採木材の木製品の展示等を行って普及PRした。

主な展示等内容は、

- a 合法伐採木材を使用した「一輪挿しボトルカバー」を製作する「親と子の木工教室」の開催 親子90組が参加
- b クリーンウッド法のタペストリーの展示

2 ジャパンホームショー2018への出展

平成30年11月20日（火）から22日（木）に東京都江東区有明の東京ビッグサイトで開催された「ジャパンホームショー2018」（主催：（一社）日本能率協会）の中の「ふるさと建材・家具見本市」に、クリーンウッド法及び合法伐採木材の理解度の向上と合法伐採木材の住宅等への利用拡大を目的とし出展した。イベント全体の来場者数は約17,900名であった。

また、JAS構造材ブースも隣接して出展し、連携した普及PRを行った。

主な展示等内容は

- a 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆、寿司桶等）の展示
- b クリーンウッドの部屋の設営展示
- c 子供遊戯施設（ヒノキ玉プール）の展示
- d クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示
- e 来場者へのアンケート（回答330名）

3 木と住まいの大博覧会 2019 への出展

平成 31 年 2 月 1 日（金）から 2 日（土）に東京都江東区有明の東京ビッグサイトで開催された「木と住まいの大博覧会 2019」（主催：（一社）木と住まい研究協会ほか）に、クリーンウッド法及び合法伐採木材の理解度の向上と合法伐採木材の住宅等への利用拡大を目的とし出展した。イベント全体の来場者数は約 46,000 名であった。

本展示会は、「住まいの耐震博覧会」も同時開催されて、木材関係者のみならず建築・建設業界、工務店、住宅新築者と幅広い来場者があり、クリーンウッド法及び合法伐採木材の利用拡大の普及 P R 効果は大きかった。

また、会場内に設けられたセミナーブースで、2 日（土）13 時から 40 分間、「クリーンウッド法の概要」と題して全木連がセミナーを実施した。

主な展示等内容は

- a 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆、寿司桶等）の展示
- b クリーンウッドの部屋の設営展示
- c 子供遊戯施設（ヒノキ玉プール）、木製おもちゃの展示
- d クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示
- e 来場者へのアンケート（回答 520 名）

なお、各展示会の活動状況（写真）は、以下の通り。



写真 3 - 1 DIY ホームセンターショウ 2018 親子木工教室の様子



写真 3 - 2 ジャパンホームショー2018 展示の様子



写真3-3 木と住まいの大博覧会2019 展示の様子



写真3-4 木と住まいの大博覧会会場内で開催された「クリーンウッド法の概要」セミナーの様子

第4章 地方（都道府県）協議会の開催

1 開催概要

合法伐採木材利用促進全国協議会（第2章参照）とともに、地方（都道府県）においても合法伐採木材の利用促進を進め、クリーンウッド法を円滑に運用していくため、林野庁の指導を受けて協議会を設置し会議を開催した。今年度は、宮崎県と山梨県で協議会を設置し活動を行った。宮崎県では、協議会を設置するとともに現地パトロールを行い、林野庁ガイドラインを適切に運用するための指導を実施した。

2 開催結果報告

（1）宮崎県における活動

・宮崎県合法伐採推進協議会の設置

設立総会の開催

開催日：平成30年12月25日（火）

場所：宮崎市内

参加団体：宮崎県木材協同組合連合会

宮崎県森林組合連合会（事務局）

宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会

内容：活動内容の検討、今後の予定他

・現地パトロールの実施

平成31年2月27日に都城市内の伐採地・認定事業者等を訪問し、県木連、県森連、県素連の担当者が、ガイドラインに基づいて適切に伐採を行うよう指導した。

・合法伐採説明会の実施

平成31年3月18, 19日に、日向市、宮崎市、都城市において合法木材供給事業者を対象として、認定実施要領の改訂についての説明を行うとともに林野庁ガイドラインの適切な運用について周知徹底を図るため、説明会を実施した。

宮崎県合法伐採推進協議会の設立趣意書を巻末に掲載した。

（2）山梨県における活動

・山梨県合法木材普及促進地域協議会の設置

協議会の開催

開催日：平成 31 年 3 月 7 日（木）

場所： 甲府市内

参加団体： （一社）山梨県木材協会、山梨県産材認証センター、（一社）
山梨県森林協会、山梨県森林組合連合会ほか（詳細は、巻末
資料の協議会規約を参照）

内容：協議会規約の決定、委員等の決定、役員選出、合法木材普及啓発
及び需要拡大についての討議他

なお、会議の中で、クリーンウッド法の解説と登録制度について、（公財）
日本合板検査会の担当者より講演があった。

合法木材普及促進地域協議会の規約を巻末に掲載した。



写真 4 - 1 山梨県合法木材普及促進地域協議会の様子



写真4-2 山梨県の協議会における合板検査会による説明の様子

[卷末資料]

- 1 合法伐採木材利用促進全国協議会における
林野庁説明資料
- 2 宮崎県合法伐採推進協議会設立趣意書
- 3 山梨県合法木材普及促進地域協議会規約

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の進捗状況について

林野庁木材利用課
平成30年12月

クリーンウッド法推進に向けた当面の取組

平成30年5月18日 クリーンウッド法推進連絡会議

1. 木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組

- 合法性の確認等の取組に係る課題の把握及び負担軽減の検討
 - ・木材関連事業者との情報交換・意見交換の実施
- 合法性の確認を効率的に実施するための参考情報の収集・提供
 - ・クリーンウッド・ナビ等により国が提供する参考情報の充実
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組に関する情報収集
- 木材関連事業者による合法性の確認等の取組状況の把握
 - ・未登録の木材関連事業者の取組状況について、調査等を通じて実態を把握

2. 木材関連事業者の登録の促進に向けた取組

- 登録実施機関、木材関連事業者との意見交換
 - ・登録実施機関や木材関連事業者との意見交換を通じて、登録促進に係る課題を把握し、その改善策を検討
- 木材関連事業者への働きかけ
 - ・木材関連事業者を対象とした意向調査、セミナー・個別相談の実施
- 木材関連事業者団体への働きかけ
 - ・木材関連事業者団体との意見交換の実施及び登録促進の協力要請
- 登録促進のためのインセンティブの創出
 - ・登録することのメリット、あるいは登録しないことのデメリットを整理
(例: 既存の合法性を証明する取組との関係性の整理等)

3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進の意義についての普及・啓発
 - ・合法伐採木材等の利用促進に向けて、民間の団体や消費者等との意見交換を実施
 - ・一般事業者や一般国民向けに普及・啓発の実施

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

合法伐採木材等に関する情報提供

クリーンウッド・ナビ

CLEAN WOOD

注目情報

- ・登録実施機関を追加登録しました（平成30年11月27日時点）。
- ・木材関連事業者の登録一覧（平成30年11月30日時点）を掲載しました。
- ・国別情報に韓国を追加しました。
マレーシア（サバ州、サラワク州、半島部）の本文を更新しました。



「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）は、我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的としています。本サイトでは、本法や合法伐採木材等に関する情報提供を行います。

クリーンウッド・ナビ

- ・本サイトの目的等
- ・クリーンウッド法の概要
- ・国別情報
- ・その他の情報
- ・登録実施機関
- ・English Page

林野庁ホームページ内
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

2

各国情報提供の目標：木材輸入額上位30カ国（現在、20カ国掲載（日本含む））

国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。



3

登録実施機関一覧(平成30年11月27日時点)

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市中区) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスをを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)

4

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録状況

(平成30年12月14日現在)

○木材関連事業者の登録件数 合計157件

【内訳】

第一種木材関連事業 78件
(うち、第二種木材関連事業との同時登録は66件)

第二種木材関連事業 79件

5

クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧（平成30年12月14日現在）

整理番号	登録事業者名	種別	整理番号	登録事業者名	種別
1	住友林業株式会社（木材建材事業本部）	第一種、第二種	26	住友林業株式会社（住宅事業本部資材流通部）	第二種
2	三菱型材工業株式会社	第二種	27	株式会社アサノ不燃	第二種
3	マツシマ木工株式会社	第二種	28	ファーストプライウッド株式会社	第二種
4	ニチハ株式会社	第二種	29	双日と志本林業株式会社	第一種
5	シーシー・ジー株式会社	第二種	30	双日北海道と志本株式会社	第一種
6	株式会社 GANZ PLUS	第一種、第二種	31	株式会社キータック	第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	第一種、第二種	32	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
8	株式会社金幸	第一種、第二種	33	O&C ファイバートレーディング株式会社	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	第一種、第二種	34	王子木材緑化株式会社	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	第二種	35	王子グリーンリソース株式会社	第一種、第二種
11	池見林産工業株式会社	第二種	36	王子製紙株式会社	第二種
12	大亜木材株式会社	第一種、第二種	37	王子マテリア株式会社	第二種
13	パナソニック エコソリューションズ 内装建材株式会社	第二種	38	王子エフテックス株式会社	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	第一種、第二種	39	王子イメージングメディア株式会社	第二種
15	株式会社 アイベツ	第一種、第二種	40	王子ネピア株式会社	第二種
16	株式会社ランパーテック工業	第一種、第二種	41	王子キノクロス株式会社	第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	第一種	42	王子グリーンエナジー江別株式会社	第二種
18	株式会社 イクタ	第二種	43	王子グリーンエナジー日南株式会社	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	第二種	44	大阪製紙株式会社	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種	45	大王製紙株式会社	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	第一種、第二種	46	中越ハルブ工業株式会社	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	第二種	47	中越ハルブ木材株式会社	第一種、第二種
23	リセン商事 株式会社	第一種、第二種	48	中越緑化株式会社	第一種、第二種
24	有限会社 東林業	第一種、第二種	49	特種東海製紙株式会社	第二種
25	株式会社テオーフォレスト	第一種、第二種	50	新東海製紙株式会社	第一種、第二種

6

整理番号	登録事業者名	種別	整理番号	登録事業者名	種別
51	日本製紙株式会社	第一種、第二種	77	協和木材株式会社	第一種、第二種
52	兵庫ハルブ工業株式会社	第二種	78	江間忠木材株式会社	第一種、第二種
53	北越紀州製紙株式会社	第一種、第二種	79	江間忠ホームコンポネント株式会社	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	第二種	80	江間忠ウッドベース株式会社	第二種
55	丸三製紙株式会社	第二種	81	江間忠ウッドベース鹿島 株式会社	第二種
56	丸住製紙株式会社	第二種	82	江間忠ウッドベース姫路 株式会社	第二種
57	三菱製紙株式会社	第一種、第二種	83	株式会社 ENB トーア	第二種
58	レンゴー株式会社	第一種、第二種	84	江間忠ラムテック株式会社	第二種
59	レンゴーペーパービジネス株式会社	第一種、第二種	85	江間忠ソレックス株式会社	第二種
60	日成共益株式会社	第一種、第二種	86	北日本希道株式会社	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	第二種	87	ニチハ株式会社	第二種
62	佐藤林業 株式会社	第一種、第二種	88	ニチハマテックス株式会社	第二種
63	和光木材 株式会社	第二種	89	高萩ニチハ株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	第二種	90	朝日ウッドテック株式会社	第二種
65	新潟県森林組合連合会	第一種	91	株式会社 若林木材	第二種
66	永大産業株式会社	第一種、第二種	92	大阪府森林組合	第一種、第二種
67	ミヤンマーテック販売株式会社	第一種、第二種	93	住友林業クレスト株式会社	第二種
68	株式会社 佐藤商店	第二種	94	TOTOマテリア株式会社	第二種
69	南海プライウッド株式会社	第一種、第二種	95	K&Kコヤマ株式会社	第二種
70	篠崎木工株式会社	第二種	96	双日株式会社 林産資源部	第一種
71	丸五木材株式会社	第一種、第二種	97	株式会社 角繁	第二種
72	阿寒木材株式会社	第一種	98	アイフライ株式会社	第二種
73	津別単板協同組合	第二種	99	株式会社茶基	第二種
74	伊藤忠商事株式会社 生活資材第一部	第一種	100	佐藤木材工業株式会社	第一種、第二種
75	吉田製材株式会社	第二種	101	やまき共同組合	第二種
76	株式会社マルホン	第一種、第二種			

7

整理番号	登録事業者名	種別
102	エー・ビー・フロー株式会社	第二種
103	パナソニック株式会社	第二種
104	株式会社 ダイウッド	第二種
105	阪和興業株式会社	第一種
106	株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	第二種
108	株式会社ダイフィット	第二種
109	双日建材株式会社	第一種
110	SMB建材株式会社	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	第一種
115	株式会社ワイス・ワイス	第二種
116	日本製紙木材株式会社	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	第二種
119	三菱東日本株式会社	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社 勝川木材	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	第二種
126	双日九州株式会社	第一種
127	株式会社 日田十栄	第一種、第二種
128	株式会社 エコビルド	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
129	株式会社 安成工務店	第二種
130	株式会社 第三商行	第二種
131	トリスミ集成材株式会社	第一種、第二種
132	株式会社 メーベルトーコー	第二種
133	院庄林業株式会社	第一種、第二種
134	株式会社 汐見	第二種
135	東亜コルク株式会社	第二種
136	豊永林業株式会社	第一種、第二種
137	株式会社 マルホ	第一種、第二種
138	株式会社シェルター	第二種
139	株式会社新和建設	第二種
140	山佐木材株式会社	第一種、第二種
141	岡部興業株式会社	第二種
142	株式会社 山犬	第二種
143	岐阜県木材協同組合連合会	第一種、第二種
144	小原木材株式会社	第二種
145	ジャパン建材株式会社	第一種、第二種
146	株式会社 ノダ	第一種、第二種
147	全国森林組合連合会	第一種、第二種
148	カリモク家具株式会社	第一種、第二種
149	株式会社竹中工務店（(仮称)泉区高森2丁目プロジェクト(宮城県仙台市)）	第二種
150	株式会社オリエント	第二種
151	株式会社 ユニウッドコーポレーション	第一種、第二種
152	株式会社 山長商店	第一種、第二種
153	山長林業株式会社	第一種
154	リンテック株式会社	第一種、第二種
155	株式会社筑紫	第二種

8

整理番号	登録事業者名	種別
156	株式会社KEY BOARD	第二種
157	青森県森林整備事業協同組合	第一種、第二種

9

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

参考

- 定義**
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
 - ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

主務大臣

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

◎国の責務[4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等

◎適切な連携[31条]

◎国際協力の推進[32条]

事業者 ◎事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者 …木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

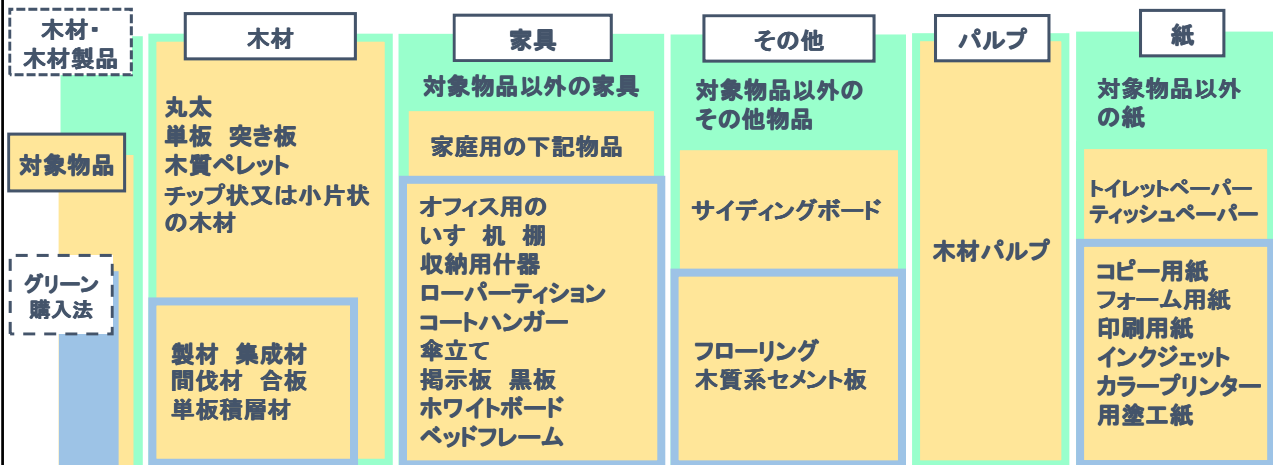
・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
 ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。



※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

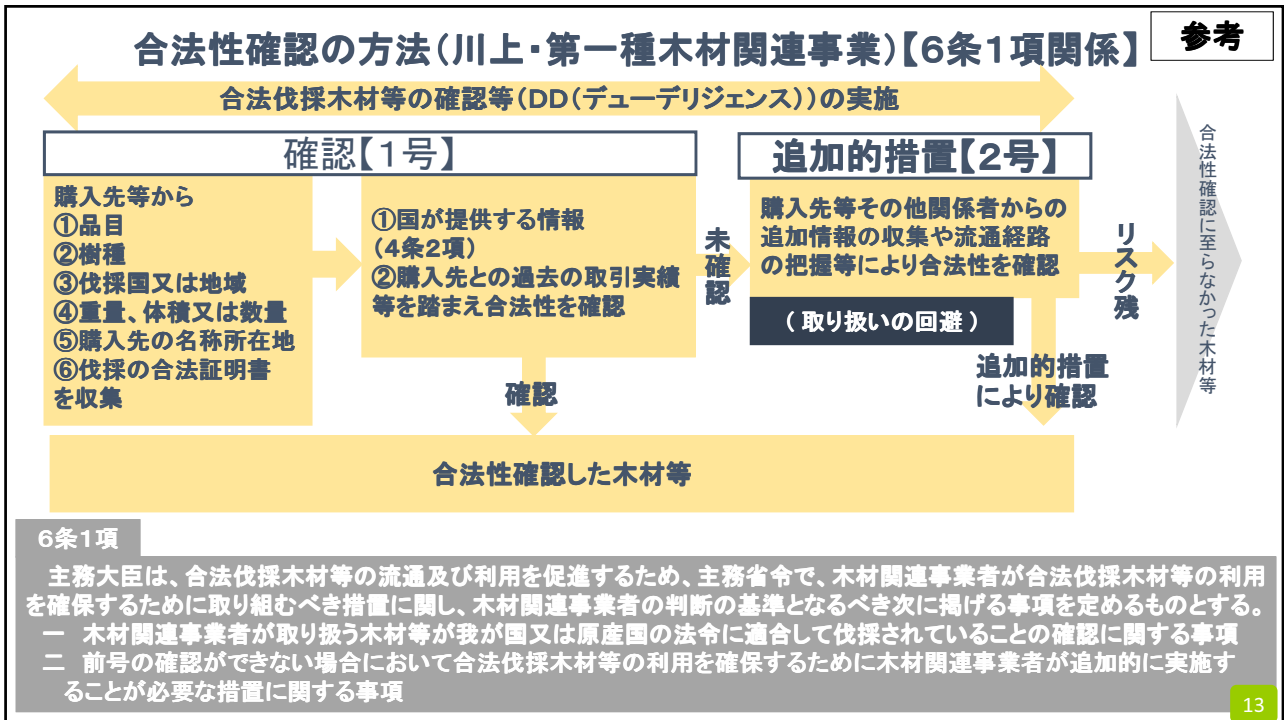
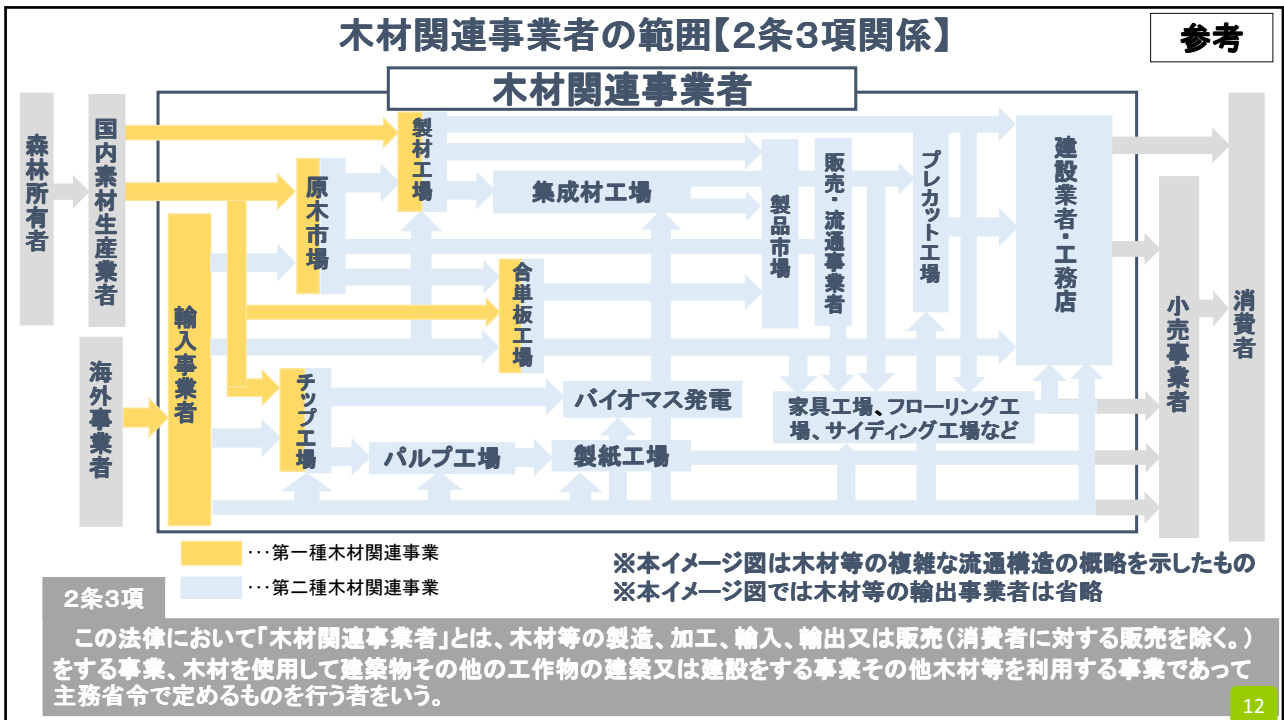
対象物品【2条1項関係】

参考

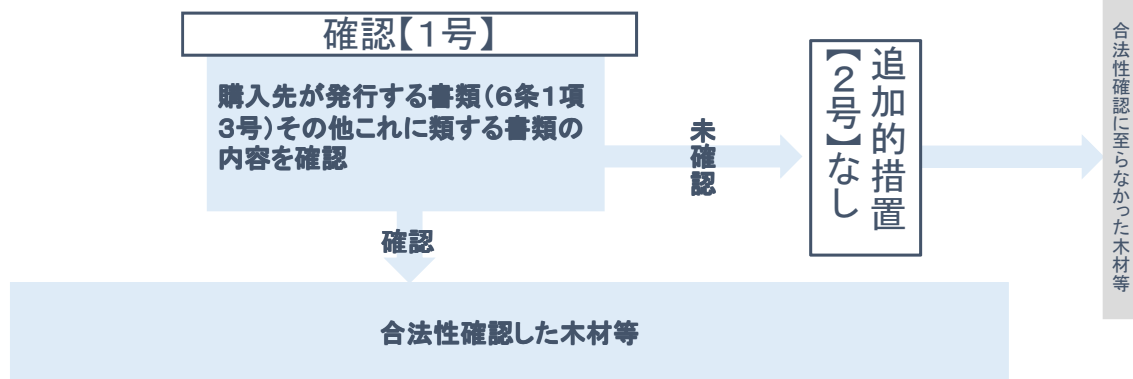


2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。



合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

設立趣意書

宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材協同組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会は、宮崎県、宮崎県市長会、宮崎県町村会、宮崎県木材市場連盟及び宮崎県警察本部と平成29年8月に「宮崎県森林の誤伐及び盗伐対策に関する協定」を締結し、当該事案の迅速な対応と未然防止を図っていくことを申し合わせた。

その後、県や警察、関係団体等との連携のもと対策に取り組んできたものの、今年に入り新たな事案が発生している状況にある。

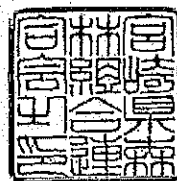
このため、私達は、より一層取組を強化し、無断伐採の根絶及び合法木材の流通と利用を推進するため、3団体で協議会を設立し、素材生産、原木流通、製材のそれぞれの立場から以下の目標を掲げ、各団体が連携してその実現を強力に進めるものとする。

- 1 県や市町村と連携しながら、無断伐採の根絶に向けて、各団体の会員及び関係者への普及啓発や意識向上に努める。
また、取組内容等について、関係機関や森林所有者等にわかりやすい形で、情報を提供できるように努める。
- 2 合法伐採の推進に向けて、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者登録の推進や、国のガイドラインに基づく合法木材認定事業者等に対する指導の厳格化による無断伐採の根絶、合法木材の流通と利用促進等に取り組む。
- 3 本県の豊かな森林資源を有効に活用し、次世代へ継承していくために、林地に配慮した伐採方法等の確保や、適確な再造林の実施に努める。

平成30年12月25日

宮崎県森林組合連合会
代表理事会長

長友 幹雄



宮崎県木材協同組合連合会
代表理事会長

高嶺 清二



宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会
代表理事会長

山口 俊二



山梨県合法木材普及促進地域協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、山梨県合法木材普及促進地域協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、山梨県産材をはじめとする合法木材の適切な利用拡大を通じ、森林の適正な整備・保全や地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山村地域の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 合法木材の普及啓発に関する次の業務
 - ① 合法木材の普及啓発に関する情報の交換
 - ② 合法木材の利用推進に関する協力
 - ③ 合法木材の利用推進に関する各団体等への周知
 - ④ 合法木材の供給事業者等の登録支援
- (2) 川上の林産業から川下の住宅産業等で山梨県産材をはじめとする合法木材を活用した地域の経済的活性化への貢献及び普及・啓発
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 協議会は次の会員をもって構成する。

- (1) 一般社団法人 山梨県木材協会
- (2) 山梨県産材認証センター
- (3) 一般社団法人 山梨県森林協会
- (4) 山梨県森林組合連合会
- (5) 南部町森林組合
- (6) 峡南森林組合
- (7) 山梨県木材製品流通センター協同組合
- (8) 一般社団法人 山梨県建築士事務所協会
- (9) 一般社団法人 山梨県木造住宅協会
- (10) 林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所
- (11) 山梨県森林環境部県有林課

(12) 山梨県森林環境部林業振興課

(役員)

第5条 協議会に役員として、会長1名、副会長1名を置く。

2 役員を選出は、会議において会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、規約を遵守し職務を遂行しなければならない。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて随時開催し、会長が会員を招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。会長が欠席の場合は副会長が議長となる。

3 会議は、会員の2分の1以上の出席で成立する。

4 その他必要な事項はその都度協議会において定める。

(オブザーバー)

第9条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは協議会の意見を聴いて会長が委嘱する。

3 オブザーバーは会議において意見を述べるることができる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を行うため、一般社団法人 山梨県木材協会内に事務局を置く。

付則

(1) この規約は、協議会設立の日(平成31年3月7日)から施行する。

林野庁補助事業

平成 30 年度
協議会による普及啓発活動
報告書

2019 年（平成 31 年）3 月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>